

第三者評価結果

事業所名：あいせん保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約等の趣旨をとらえ、また保育方針である『豊かな実体験を通して心を育む保育』『子育てを共に考え、見つめ合う保育』『地域に開かれ共に育ち合う保育』に基づいて作成されています。各年齢の発達に応じた計画は法人で検討され共有されていますが、保育内容や保育の実施に関して留意すべき事項は、園独自の具体的な取組みが挙げられており、特に地域支援においてはあいせん児童家庭支援センターとの連携やあいせん通信（子育て支援情報誌）の配付についても記載があります。全体的な計画は、年度末の全体の振り返りから挙がってきた職員の見解を園長と主任が集約して作成し、職員会議で確認も行っていきます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室には温湿度計が設置され、冬場は濡れタオルを使用するなど適切な環境保持に努めています。布団は入園から卒園まで同じものを使用し、使用後は丸洗いしています。また、年4回業者に依頼して乾燥しています。玩具は子どもが自分で取り出しやすく配置されており、保育者が発達や興味に応じて入れ替えを行っています。手作りの玩具も多く、子どもたちが親しんで遊ぶ様子がありました。保育室内は発達に応じて家具で仕切るなどして、食べる、遊ぶ、寝る場所が区別できるよう工夫しています。一人ひとりの子どもが落ち着ける場所は保育室によっては十分なスペースがない場合もありますが、保育者が本人の気持ちに応じて絵本コーナーや他のクラスに行くなど臨機応変に対応しています。保育室内に多数の多様な物品があり、今後は置き方の工夫や更に整理整頓などの環境整備を目指すことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>職員同士が声を掛け合って、一人ひとりの子どもの思いに寄り添った保育を行う体制があります。保育者と子どもとの信頼関係づくりを大切にしており、言葉で表現が難しい乳児や表現が苦手な子どもへは、選択できるように働きかけを行い、思いを伝えられる子どもには、自分の気持ちを表現できる環境づくりに努めています。4歳児では運動会の感想をひとりずつ話した内容が保育室に掲示されていました。また、自由遊びの時間は室内または戸外かをなるべく選択できるようにしており、子どもの気持ちを汲み取りながら対応していました。職員は研修等を通して、子どもの人権を尊重した保育の重要性を学んでいますが、制止するような言葉かけも一部で見受けられ、さらなる日常での人権意識の向上が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>発達に応じて、子どもの主体性を尊重した生活習慣を身につけるための援助が行われています。衣類の着脱では0歳児から自分が脱いだ服は自分用のカゴにしまえるよう、カゴに子どもの写真を貼って、主体性をもって生活習慣を身につけられるよう工夫しています。自分の服を用意する、片づける、着脱する手順は段階的にできるよう工夫しています。園では食事の時の姿勢も大切と考えており、正しい姿勢で食事できるよう援助するとともに、保護者にも情報提供を行っています。手洗い方法がわかりやすいようにイラストで掲示したり、絵本で読み聞かせをしたり、伝え方を工夫しています。一人ひとりの保育時間や就寝時間に応じて、午睡の時間等を調整し、日々大きく生活リズムが変わらないよう配慮しています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

園の大きな特徴として、70名定員と少ない人数ならではの、温かみのある家庭的な保育が行われています。園庭での戸外遊びは、ほとんど全てのクラスが同時に遊ぶことも少なくありません。砂場で遊ぶ子や机でまごごとする子、三輪車でレースをする子やボールで遊ぶ子もあり、歩き始めでよちよち歩きをする子など、それぞれがやりたいことを夢中になってやっています。その中で自然に、幼児が乳児に手を差し伸べて遊ぶ場面もありました。異年齢の子どもや他のクラスの保育士とも、日常的に関わることで様々な人間関係が育まれています。保育士は子ども同士のトラブルが起こった時には、乳児には子ども同士の仲立ちをし、4・5歳児には必要以上の援助をせずに、なるべく子ども同士で解決できるように見守っています。周辺は自然が少ない地域ではありますが、園庭には各クラスで育てている野菜や花が並び、自然が身近に感じられます。教育的プログラムとして月2回外部講師を招いて、リズム体操教室を実施しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児は安心して保育士等との愛着関係が持てるよう、慣れ保育期間には、他のクラスの保育士が保育に入らないよう配慮しています。愛着関係が築けるよう、抱っこやおんぶをしてスキンシップを多くとることも大切に、園での生活が子どもにとって安全な場所だと伝わるよう心がけています。保育室は食事・睡眠・遊びの場に区切り、活動に応じて使い分けています。ベビーベッドがあり、月齢に応じて午睡以外の活動時間にも適宜睡眠をとることができるようにしています。保育士等は喃語にもゆったりと優しく応答的な関わりをしています。玩具や机、椅子は発達段階に応じて個別に対応しています。家庭とは連絡帳でやりとりしていますが、迎えの際には口頭でも日中の様子を伝え、連携を密にしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

自我の育ちを十分に受け止め、自分で動いてやりたいことを見つけ、そこから活動が広がっていくよう努めています。活動によっては1歳児2歳児が合同で遊んだり、同じものを作ったりします。2歳児では、保育室が別の階にある3歳児の部屋から玩具を借りたり、子どもが遊びにいたりして、なだらかに進級していけるようにしています。玩具は子どもの興味に合わせて、クラス担当の職員が話し合って入れ替え、常にやりたいと思うことで遊べる環境となっています。友だちとの関わりに保育士は、2歳児では仲立ちしていますが、3歳児では友だちの思いを代弁して相手の気持ちがわかるよう援助しています。園は自我の育ちは成長には欠かせないことと考えており、一人ひとりに合わせて丁寧に関わるよう努めています。排泄や着脱の援助も、個別に家庭と連携を図りながら進めています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

行事に向けての取り組みを通して、協力することの大切さ、喜びを共有することの嬉しさを積み重ね、仲間意識の育ちを大切にしています。保護者を招いて行われるお楽しみ会で発表する劇遊びは、劇の題材から内容まで子どもの意見を取り入れています。3歳児では、子どもの「やりたい」を大切にすることで、職員と子どもとの信頼関係が構築されることを目指しています。4歳児では、共感を集団に伝え、皆でともに楽しめるよう関わっています。5歳児になると、組み体操を自主練習する等、自主的に友だちと協力してやり遂げるまでに成長する姿がみられます。保護者にはドキュメンテーションを掲示して日々の活動を伝えている他、ホームページでは園の活動報告や園だより等も配信されており、子どもたちの取り組んできた協働的な活動が視覚的にも垣間見ることができます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園内にはエレベーターはありませんが、併設の施設内に設置されており、必要があれば利用が可能です。また園内に多目的トイレが設置されています。障害のある子どもの受け入れも行っており、必要に応じて川崎市子ども発達・相談センターを紹介したり、相談・助言も受けています。個別支援計画を作成している子どもについては、日誌も作成し日々の姿がわかるようにしています。保護者とは子どもの様子を共有し、必要に応じて面談を行い、保護者の思いを第一にしながら、子どもが安心して生活できる環境づくりを目指して、発達についての助言も行っています。職員会議では情報を共有し、特性を理解して関わっています。子どもがクールダウンが必要な場合には、本人の思いに応じて絵本コーナーや他の部屋に行くなどしています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

玄関に早番・遅番の職員名を掲示し、登園時に保護者が確認できるようにしています。また朝夕の時間帯には、毎日いる職員を配置し、安心感につながっています。保育士間の引継ぎは、担当した時間の姿や様子をわかりやすく記載して共有しており、保護者への連絡事項は伝え漏れのないよう、伝えた内容には「済」と記載して管理しています。長時間にわたる保育は基本的には2歳児保育室で行い、玩具も保育室にある2歳児向けのものが使われていますが、必要に応じて他の保育室から持ってくる等の対応もしています。18時以降も在園する場合には補食を提供し、生活リズムに配慮して時間も調整しています。園は長時間にわたる保育の内容や方法について配慮していますが、家庭的でゆったり過ごすることができる環境づくりを課題と捉えており、今後よりよい環境づくりを進めていくことが期待されます。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画、5歳児年間指導計画に小学校との連携、就学に向けての項目を設け、小学校に向けての活動を具体的に記載しています。子どもたちは、時計を意識して行動し、午睡をやめた時間を使って、園庭でドッチボールをしたり、室内でワークブックや卒園に向けて文集作成に取り組んでいます。学校見学では1年生と交流したり、学習発表前の活動内容を見学したりしています。また、地域の年長児交流会に参加して就学への期待が持てる機会を設けています。5歳児担任は小学校職員と情報交換をして、就学に向けて連携を図っています。保護者には、懇談会で5歳児の就学に向けた取組や小学校職員の会話を伝え、見通しが持てるよう配慮しています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

健康管理マニュアルを整備して、職員は登園時に子どもの様子を観察して、保護者と健康状態の確認をしています。更に、看護師は毎日午前と午睡後に一人ひとりの子どもの視診を行い園長に報告しています。子どもの体調の変化やけがなどは、園長に報告し、必要に応じて保護者に電話で伝え、降園時に状況を丁寧に伝え、次の登園時に確認しています。「保健計画」は、年間と月ごとの目標を定め、目標に対する配慮、保健指導、家庭との連携など具体的に示しています。朝のミーティングで子どもの健康状態に関する情報を共有し、各クラスでその日の内に職員に周知しています。既往症や予防接種の状況などの新しい情報は、保護者に「健康ノート」に記載して提出してもらいます。保護者には、保健だけでなく健康に関する取組を伝えています。職員は、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得し、必要な取組を実施しています。保護者には、入園説明会でSIDSに関する園の取組を伝え、説明しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

0,1歳児は2か月に1回、2～5歳児は年2回の健康診断と年1回の歯科健診が行われ、結果は「園児健康診断記録表」「歯科健診診査票」に記載し、職員間で共有しています。保護者には「健康ノート」で伝えています。看護師は、保健年間計画をもとに各クラスの月間指導計画に反映して子どもの状況に応じて理解できるよう健康や衛生など子どもたちに保健指導を行っています。例えば、「清潔」をテーマに手洗いやお風呂、シャワーなどの効用を伝えています。職員は、健康診断や歯科健診の結果を踏まえ、紙芝居等を制作して子どもたちに健康に対する意識を高め、注意を促す取組をしています。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の意見書を基に、川崎市指定の除去申請書を川崎市健康管理委員会に提出してもらい対応しています。保護者とは、入園前に健康診断書を提出してもらい、保護者、栄養士、担任と三者面談を行い、次月の献立を確認してもらい、定期的な通院の状況を確認して連携を密にして情報共有を心がけています。食事の提供は、専用トレイや食器を用い、誤食を防ぐため保育士が付き、距離を置くなど配慮しています。他の子どもたちとの相違に関して摂取することによる状況の変化を子どもの年齢に応じてわかるように伝えています。職員は、エビペンの使い方などの研修を行い、必要な知識・情報を習得しています。園の食物アレルギーに関する取組は、重要事項説明書で保護者に伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 全体的な計画やクラス毎の年間指導計画に食育の項を設け、食に関わる体験を重ね、食べ物に興味・関心をもつ活動を保育に取り入れてます。例えば、旬の食材に触れる、野菜を栽培して厨房で調理してもらい、稲を育て精米する、身体の仕組みや栄養を学ぶ、クッキングをするなど継続して豊かな経験ができるよう工夫しています。園は「いろいろな人と楽しい食事の中で食べる意欲を育てていきます」として子どもが楽しく落ち着いて食事ができるよう、乳児クラスはテーブルごとに保育士と一緒に付いて声かけをしたり、子どもの状況に応じて食事の援助をしています。年齢に応じた大きさの食器や食具を使用しています。個人差や体調により、量を加減しています。幼児は自分で保育士に告げ加減しています。また、苦手な食材も声かけし、1口食べたらずめ、次に繋げています。保護者には、給食だよりやクラスだよりで食生活や食育に関する取組を知らせています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 献立は、法人6園の栄養士で統一の献立を作成しています。和食を基本に、国産の産地が明確で安全な旬の食材を使用し、季節感を大切に、行事に合わせた献立や郷土料理、多国籍料理を取り入れています。郷土料理で子どもが日本地図に興味を持つよう繋げています。厨房は、玄関ホールの絵本コーナーから作業の様子を見ることができます。栄養士は、子どもの食事の様子を見に保育室に行って話を聴き、嗜好状況を把握する他、クラス毎の喫食状況報告書を参考にして調理の工夫に活かしています。また、栄養士は食育で冬野菜の話をするなど子どもと言葉を交わし、話を聴く機会を持っています。子どもたちは、稲を栽培して、米にするまでの大変さを体験しています。厨房の衛生管理は、衛生管理マニュアルに沿って適切に行われ、HACCP（衛生管理手法）に基づいて記録、温度管理（食品の加熱及び加熱後冷却等）を徹底しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは連絡帳を用いて、家庭と園の連続性を考慮して連携を図っています。幼児クラスは、保育参加で保護者に先生になってもらい保育士と一緒に保育活動を行っています。保護者は、ほぼ全員が保育参加・保育参観に応じています。年度初めの懇談会では、保育の意図や子どもの現在の様子とこれからの姿を伝え、毎月の園だよりやクラスだよりで保育内容（主体性を育む・好奇心 探求心を育む・自己肯定感を育む・人間関係を育む・生活習慣など）や活動の様子を写真付きで分かりやすく伝えています。子どもの成長を示す、活動の様子を写真とコメントで示したドキュメンテーションを玄関ロビーに掲示しています。更に、保育参加や行事の参加を通して子どもの成長を共有できる機会を設けています。個人面談など保護者との情報交換の内容は記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 職員は、保護者と笑顔で対応できるように心掛け、毎日の送迎時にコミュニケーションを図るようにしています。園長は、職員に子どもの様子を良い点、頑張っている点、次に気になった点を伝えるなど保護者と信頼関係を築き、安心感を持って伝えられるよう助言し、保護者一人ひとりに向き合い、話しかけるよう心掛けています。園のしおりの「保育園と家庭との連携」で「子育ての悩みやわからないことなど相談したいことがあったら、気軽に担任に声をかけて下さい。」として保護者の就労等の個々の事情に配慮して、いつでも応じる体制であることを伝えていきます。相談の際は、落ち着いて話しができる環境を用意しています。相談内容は、記録して継続してフォロー出来るようにしています。相談を受けた職員が適切に対応できるように、園長の助言を受けられる体制となっており、必要に応じて、面談に園長が同席して相談に応じることがあります。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 保育士は、朝の受け入れ時の観察や登園時の保護者の対応、トイレや着替えの際の観察などを通じて、子どもの状況の把握に努めています。虐待マニュアルを整備し、保育園の役割、関係機関との連携、発見のポイントなどを示し、虐待が疑われると職員が感じた場合の対応手順を定めています。また、職員は毎年マニュアルを確認しています。外部の研修を受講した時は情報共有しています。必要な場合は、写真による身体記録やけが等の内容を記録しています。養育状況に変化のある家庭については、担任を通して情報を収集しています。また、保護者の状況を見極めながら声掛けをし、無理のないようゆっくりと話を聴くなどの援助をしています。状況を保健師に報告するなど連携を図り、場合によっては、子ども家庭センター（中央児童相談所）に通報し、連携して早期対応に努めています。今後も継続して子どもの権利擁護を推進する取組に期待します。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は、意図とした保育のねらいが達成されたか等、記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲や取組む姿を重視しています。自己評価は、期毎、月、週、日と定期的に行っています。職員は、話し合や会議で日々の保育を振り返り、先輩から楽しい保育を引き出すアドバイスを受け、結果を求めずやりたいことをやり、良い所を引き出すなど見直しをすることで互いの学び合いや意識の向上につなげています。また、職員はZOOM研修や園内研修で互いの保育の意見交換をすることで、保育の改善や専門性の向上に取組むよう努めています。保育士の保育実践の振り返りを保育所の自己評価に繋げています。</p>	